

相模原市 代替地登録制度 申請の手引き



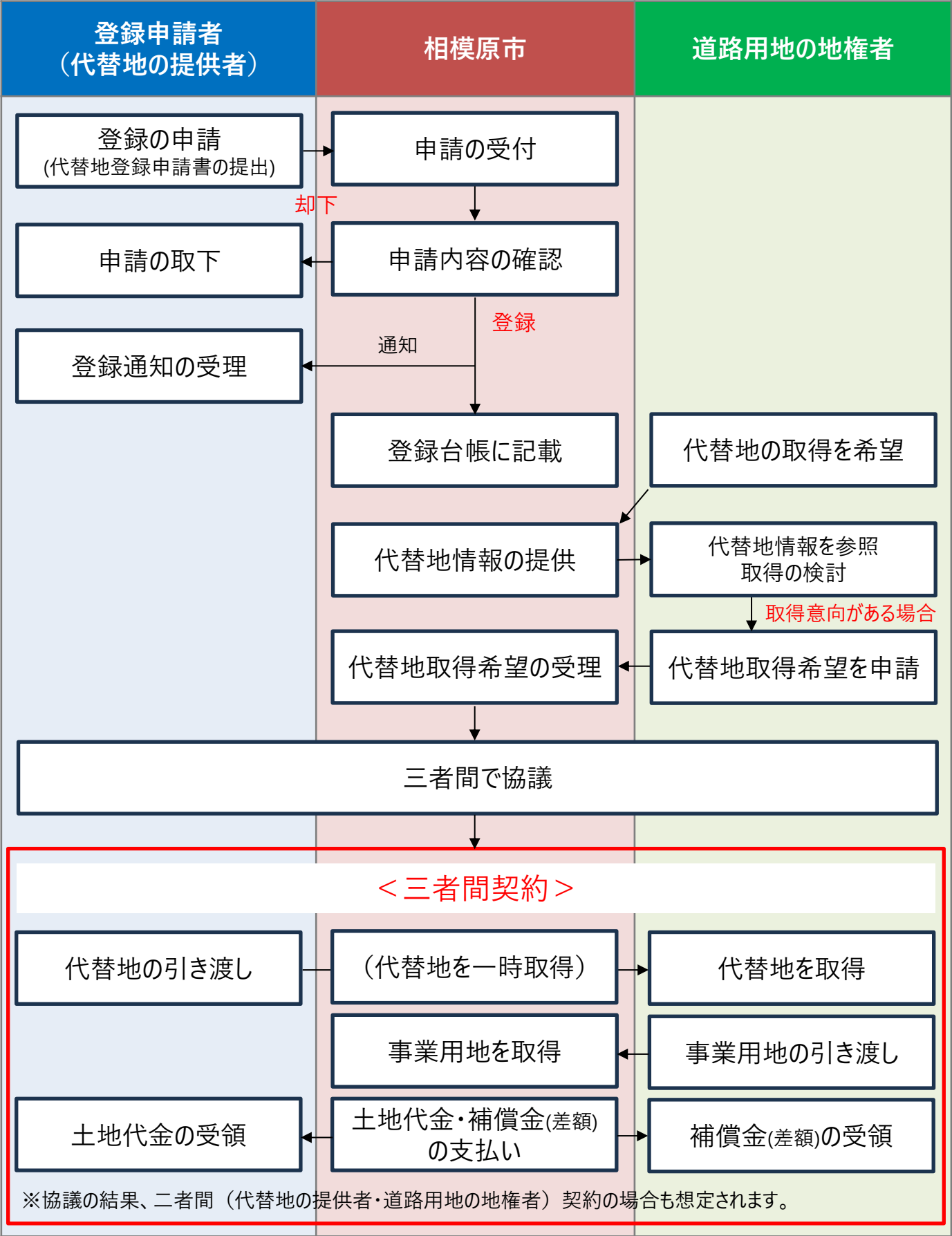
相模原市 都市建設局 リニア拠点整備事務所

- この手引きは、「相模原市橋本駅周辺整備推進事業に係る道路用地取得に伴う代替地登録制度」（以下「登録制度」という。）に基づいて、代替地となる土地を市に登録するにあたり必要な手続きの流れや内容について記載しています。
- 代替地として土地をお譲りいただける方におかれましては、申請する前にご一読いただき、ご不明な点等がありましたら、市リニア拠点整備事務所までお問合せください。

<手引きの構成>

- 1. 制度全体の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 2. 申請要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 3. 申請書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- 4. 申請書類（記入例）・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
 - ①代替地登録申請書（第1号様式）
 - ②委任状
 - ③登録代替地取消・変更申請書（第6号様式）
- 5. 申請後の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8

1. 制度全体の流れ



2. 申請要件について

登録可能な土地

(1) 土地の面積

- ・1区画あたり概ね100㎡以上の土地であること。

(2) 土地の状態

- ・原則として、更地であること。

※土地に建物がある場合はご相談ください。

※登記簿に記載されている地目については、特に制限はありません。

(3) 土地の権利

- ・原則として、所有権以外の権利が設定されていないこと。

※ただし、土地の引き渡しまでに所有権以外の権利が抹消される見込みである場合は、問題ありません。

(4) その他

- ・市街化区域にあって、公道等に接しており、概ね正方形又は長方形の土地であること。
- ・所有権や面積、境界が明確であり、争いが生じていないこと。

☞ 上記の要件を基本としますが、状況に応じて市が個別に判断する場合があります。

申請できる方

・申請する土地の登記名義人

※土地を共有している場合は、手続きの代表者を決めてください。

※原則として、代表者以外は諸手続きを代表者に委任してください。（委任状が必要）

・登記名義人から委任を受けた人（委任状が必要）

ただし、次のいずれにも該当しない場合とします。

- (1) 申請者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 申請者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 申請者が、県排除条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 申請者が、市排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は申請者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

3. 申請書類について

＜申請に必要な書類＞ 赤字：提出必須 青字：必要な場合は提出

① 代替地登録申請書（第1号様式）

※記入例はP.5を参照してください。

② 暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書

※土地を共有している場合は、各所有者ごとに提出してください。

③ 本人確認書類の写し

- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・マイナンバーカード（個人番号カード） 等

④ 委任状

- ・登録手続きを他の人に委任する場合はご提出ください。
- ・土地を共有している場合は、代表者に対する各種手続きの委任について、代表者以外の所有者ごとに提出ください。

※記入例はP.6を参照してください。

※上記に該当しない場合は、提出不要です。

☞登記簿謄本などの土地情報に関する書類は、基本的に市で確認しますが、状況に応じてその他の必要書類の提出をお願いする場合があります。

＜書類の入手方法＞

相模原市公式HPからダウンロードしていただくか、紙媒体で送付を希望される場合は、リニア拠点整備事務所までご連絡ください。

＜書類の提出先＞

下記宛先まで持参または郵送でご提出ください。

（メールでご提出をご希望の場合は、個別にご相談ください）

相模原市 リニア拠点整備事務所

住所：〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎 5階

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

代替地登録申請書

相模原市長 あて

💡 共有者が複数いる場合は、代表者のみ記載し、別紙（任意様式）で共有者の情報をご提出ください。

申請者	住所	氏名	備考
代表者	〒252-×× 相模原市緑区×× TEL (042) -××-×× Email:××@××.jp	相模 太郎 ㊞	持分 2 / 3
共有者	〒252-×× 相模原市緑区×× TEL (042) -××-×× Email: Email:××@××.jp	相模 花子 ㊞	持分 1 / 3

※共有の場合は、代表者及びその電話番号を最上段に記載し、持分を備考欄に記載してください。
※自筆の場合は押印不要です。

相模原市橋本駅周辺整備推進事業に係る道路用地取得に伴う代替地登録制度実施要綱第2条に基づき、次のとおり申請します。

また、当該道路用地の所有者に対して、次の土地に関する情報を提供することについて、承諾します。

💡 申請する土地の筆が4以上ある場合は、別紙（任意様式）で土地の情報をご提出ください。

申請する土地の情報

所在地	相模原市緑区×××		
地番	××-×		
地目	登記	現況	💡 売渡希望金額を記載していますが、希望金額通りの売買を確 ものではありません。
	畑	更地	
地積	120 m ²		
売渡希望金額	¥48,000,000 円（単価 400,000 円/m ² ）		
建物等の有無	有（種類	宅建業者への斡旋	有・ ☐ 無
	☐ 無	依頼の有無	
その他 （連絡事項	💡 建物がある場合は、要相談とな ります。申請可能の場合も、基本的		💡 宅建業者への斡旋を依頼 している場合は、所有者の書

💡 売渡希望金額を記載していただきますが、希望金額通りの売買を確約するものではありません。

💡 建物がある場合は、要相談となります。申請可能の場合も、基本的には所有者の責任で除却していただくことになります。

💡 宅建業者への斡旋を依頼している場合は、所有者の責任で依頼を解除していただきます。

4. 申請書類（記入例）

💡 共有者が代表者に手続きを委任する場合は、共有者ごとの委任状の提出が必要です。

委 任 状

年 月 日

相模原市長 あて

（代理人）

郵便番号：〒252 - ××

住 所：相模原市緑区××

ふりがな：みどり いちろう

氏 名：緑 一郎

生年月日： T.S. 田 ×年 ×月 ×日 生

委任者との関係：長男

💡 共有者が代表者に手続きを委任する場合は、代理人欄に代表者をご記載ください。（委任者との関係欄は、“土地の共有所有”と記載してください。）

私は、上記の者を代理人と定め、相模原市橋本駅周辺整備推進事業に係る道路用地取得に伴う代替地登録制度（以下、「代替地登録制度」）における下記の事項について委任します。

（委任事項）

☒ 代替地登録制度における登録等の諸手続きについて

☐ 土地の共有持分について、代表者に全て委任します。

💡 共有者が代表者に手続きを委任する場合は、こちらにもチェックを入れてください。

（委任者）

郵便番号：〒252 - ××

住 所：相模原市緑区××

ふりがな：みどり たろう

氏 名：緑 太郎 @

生年月日： T.S. 田 ×年 ×月 ×日 生

※自筆の場合は押印不要です。

第 6 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

登録代替地取消・変更申請書

相模原市長 あて

💡 共有者が複数いる場合は、
代表者のみ記載し、別紙（任意様
式）で共有者の情報をご提出ください。

申請者	住所	氏名	備考
代表者	〒252-×× 相模原市緑区×× TEL (042) -××-×× Email:××@××.jp	相模 太郎 ㊞	持分 2 / 3
共有者	〒252-×× 相模原市緑区×× TEL (042) -××-×× Email:××@××.jp	相模 花子 ㊞	持分 1 / 3

※共有の場合は、代表者及びその電話番号を最上段に記載し、持分を備考欄に記載してください。
※自筆の場合は押印不要です。

相模原市橋本駅周辺整備推進事業に係る道路用地取得に伴う代替地登録制度実施要綱第 5 条に基づき、 年 月 日に登録の通知があった登録代替地について、次のとおり取消・変更したいため申請します。

💡 登録の取消・変更を行う土地が複数ある場合は、
別紙（任意様式）で土地の情報をご提出ください。

1. 該当する登録代替地

所在及び地番	地目	地積	備考
相模原市緑区××× (地番：××-×)	畑	120 m ²	

2. 取消・変更の理由

土地を売り払うため。

5. 申請後の流れ

- 申請書類をご提出後、市で土地の状況等を確認し、特に問題などがなければ、申請者に対して市から登録通知書を送付します。
- 市は、ご登録いただいた土地の情報を適切に管理し、道路用地の地権者から代替地の要望があった場合に、適宜土地情報を提供します。
- 土地情報を提供後、道路用地の地権者から実際に土地の取得希望があった場合は、市から申請者に対してご連絡させていただき、土地の売買に向けた関係者間での協議に進みます。

<留意事項>

- ・登録された土地の売買が確約されるものではありません。
- ・売渡希望金額を記載していただきますが、希望金額通りの売買を確約するものではありません。
- ・登録された土地の維持管理は市は行いませんので、土地の所有者（登録を受けた方）が引き続き土地を管理してください。
- ・登録した土地の状況に変化が生じる場合や、所有権の移転が見込まれる場合などは、可能な限り事前に市にご一報ください。状況に応じて、「登録代替地取消・変更申請書(第6号様式)」の提出をお願いする場合があります。
- ・市を含む三者間で契約を締結した場合、代替地を提供いただいた方は譲渡所得の特別控除の特例を受けることができます場合があります。

◇当制度に関してご不明な点等がありましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

<問い合わせ先>

相模原市 都市建設局 リニア拠点整備事務所

住所：〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎 5 階

電話：042-703-0405 ファクス：042-700-7002

✉リニア拠点整備事務所へのメールでのお問い合わせ専用フォーム

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/cgi-bin/contact.cgi?mail=60870000>